

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（以下「本事業」という。）は、ひとり親家庭の親及びその児童が高卒認定試験の合格を目指す場合において、給付金を支給して対策講座の受講費用の軽減を図り、学び直しを支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する者が現に20歳未満の児童を扶養している家庭
- (2) 高卒認定試験 高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験

(支給対象者)

第3条 本事業の給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の親が扶養する20歳未満の児童であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有している者
 - (2) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
 - (3) 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者
 - (4) 本事業の給付金の支給を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は支給対象者としない。
- (1) 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者
 - (2) 高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる者

(対象講座)

第4条 本事業の給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、民間事業者などが実施する高卒認定試験の合格を目指すための講座（通信制講座を含む。）で、市長が第8条の規定にもとづき指定したものとする。

(給付金の種類)

第5条 本事業の給付金の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める場合に支給する。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始したとき。
- (2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了したとき。
- (3) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格したとき。

(支給額等)

第6条 次の各号に掲げる給付金の支給額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

I 通信制の場合

(1) 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わない。

(3) 合格時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

(4) 経過措置

① 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び

(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を「20%」に、(3)の「10%」を「40%」に読み替えて支給するものとする。

② 令和4年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び

(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「50%に相当する額から(1)として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、(3)の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

③ 令和5年3月31日までに修了した講座に係る上記(1)の受講開始時給付金、(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(1)の「40%」を「30%」に、「10万円」を「7万5千円」に、(2)の「50%」を

「40%」に、「12万5千円」を「10万円」に、(3)の「10%」を「20%」に読み替えて支給するものとする。

II 通学又は通学及び通信制併用の場合

(1) 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は25万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が30万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、30万円とする。

2 前項に規定する支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象講座の実施施設（以下「受講施設」という。）に支払う入学金又は登録料
- (2) 受講施設に支払う受講費、教科書代及び教材費
- (3) 前2号の費用に係る消費税

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は対象としない。

- (1) 高卒認定試験の受験料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 講座の補講費
- (4) 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費

（事前申請）

第7条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、高卒認定試験合格のための講座の受講計画について、あらかじめ市に相談しなければならない。

（対象講座の指定）

第8条 本事業の給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親は、支給対象者が対象講座を受講する前に、加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座指定申請書（様式1。以下「講座指定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長

に提出し、対象講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、講座指定申請書の提出があったときは、支給要件を審査のうえ、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座指定通知書（様式2。以下「講座指定通知書」という。）又は加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座不指定通知書（様式3）により、申請者に通知しなければならない。

（受講開始時給付金の支給）

第9条 受講開始時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親は、支給対象者が対象講座を開始した日から起算して30日以内に、加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書（様式4。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に規定する書類
- (2) 講座指定通知書の写し
- (3) 対象講座を受講した支給対象者が支払った受講費用について、受講施設の長が発行した領収証書

2 市長は、当該ひとり親家庭の親が前項に規定する期間内に申請することができないやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

3 市長は、支給申請書の提出があったときは、支給要件を審査のうえ、速やかに支給の可否を決定し、加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（様式5）又は加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金不支給決定通知書（様式6）により、申請者に通知しなければならない。

（受講修了時給付金の支給）

第10条 受講修了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親は、支給対象者が対象講座を修了した日から起算して30日以内に、支給申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 第8条第1項第1号及び第2号に規定する書類
- (2) 講座指定通知書の写し
- (3) 支給対象者が対象講座を修了したことを、受講施設の長が証明した書類
- (4) 対象講座を受講した支給対象者が支払った受講費用について、受講施設の長が発行した

領収証書

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、本条に規定する合格時給付金の支給の手続きについて準用する。

(合格時給付金の支給)

第11条 合格時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親は、文部科学省が発行する高卒認定試験の合格証書（以下「合格証書」という。）に記載された日から起算して40日以内に、支給申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 第8条第1項第1号及び第2号に規定する書類
- (2) 講座指定通知書の写し
- (3) 合格証書の写し

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、本条に規定する合格時給付金の支給の手続きについて準用する。

(給付金の返還)

第12条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者に返還を命じることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第35条第1項第8号に規定する控除を

受ける者をいう。)であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日より施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日より施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日より施行し、令和3年2月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月10日より施行し、令和6年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、令和6年8月1日以降に指定を受けた対象講座を受講した者について適用し、同日前に指定を受けた対象講座を受講した者については、なお従前の例による。

(様式1)

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
対 象 講 座 指 定 申 請 書

年 月 日

加古川市長 様

申請者氏名

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日
児 童 の 氏 名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
住 所	電 話		
受講施設の名称			
受講講座の名称			
受 講 科 目	1	2	3
	5	6	7
試験免除科目			
受 講 期 間	年 月 日 ~		年 月 日
所 要 費 用 (予定)	入学料 円	受講料 円	合計 円
過 去 の 受 給	過去にこの給付金の支給を受けたことが		ある ない
(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。			

同意書

講座指定のために必要があるときは、私及び世帯員の住民基本台帳、児童扶養手当に関する台帳を調査することについて同意します。

年 月 日

申請者氏名

(様式2)

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

**加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
対 象 講 座 指 定 通 知 書**

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座指定申請書に基づき審査した結果、下記のとおり指定することを決定しましたので通知します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日			
児 童 の 氏 名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日			
受講施設の名称						
受講講座の名称						
受 講 科 目	1	2	3	4		
	5	6	7	8		
試験免除科目						
受 講 期 間	年 月 日 ~		年 月 日			
所要費用(予定)	入学料	円	受講料	円	合計	円

(様式3)

第 号
年 月 日

様

加古川市長



**加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
対 象 講 座 不 指 定 通 知 書**

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業対象講座指定申請書に基づき審査した結果、下記のとおり指定しないことを決定しましたので通知します。

氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日
児 童 の 氏 名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
受講施設の名称			
受講講座の名称			
不指定の理由			

(様式4)

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
支 給 申 請 書

年 月 日

加古川市長 様

申請者氏名

加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援 受講開始時給付金 ・ 受講修了時給付金 ・ 合格時給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

氏 名 (申請者)	フリガナ		生年月日	年 月 日
児 童 の 氏 名 (受講者が児童の場合)	フリガナ		生年月日	年 月 日
住 所			電話	
受講施設の名称				
受講講座の名称				
受 講 科 目	1	2	3	4
	5	6	7	8
試験免除科目				
受 講 期 間	年 月 日 ~		年 月 日	
所 要 費 用 (予定)	入学料 円		受講料 円 合計 円	
振込金融機関	金融機関名		支 店 名	
	口座番号		種 類	普通 ・ 当座
	口座名義	フリガナ		

同意書

支給の決定のために必要があるときは、私及び世帯員の住民基本台帳、児童扶養手当に関する台帳を調査することについて同意します。

年 月 日

申請者氏名

(様式5)

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

**加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給決定通知書**

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書に基づき審査した結果、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
支給決定額	受講開始時給付金	円	
	受講修了時給付金	円	
	合格時給付金	円	
振込金融機関	金融機関・支店		
	口座名義人		

※口座番号はプライバシー保護のため記載していません。

(様式6)

第 号
年 月 日

様

加古川市長



**加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金不支給決定通知書**

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書に基づき審査した結果、下記のとおり支給しないことを決定しましたので通知します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
給付金の種類			
不支給の理由			